

ID: 61

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	使用承認の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市保谷障害者福祉センター条例 第10条		
例 規 番 号	平成13年条例第100号		
【根拠条文】 (使用承認の取消し等) 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センター使用の承認を取り消し、又は使用を停止することができる。 (1) 使用者が使用の目的又は使用承認の条件に違反したとき。 (2) 災害その他の事故によりセンターの使用ができなくなったとき。 (3) 工事その他の都合により必要があるとき。 【基準】 根拠条文及び西東京市暴力団排除条例第8条の規定による。 (市が設置する公の施設における措置) 第8条 市長若しくは西東京市教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者で市が設置する公の施設を管理する者をいう。)は、公の施設の使用又は利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該公の施設の使用又は利用の承認(以下「承認」という。)について定める他の条例の規定にかかわらず、承認をせず、又は承認を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日